

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0428第4号」により下記の検査項目に  
検査方法の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 29年 5月 1日から適用

### ■ 測定方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
25-ヒドロキシビタミンD	400 点

### ▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
25-ヒドロキシ ビタミンD	400点	生化学的検査(I) 判断料 (※3:144点)	D007 血液化学 検査 50 25-ヒドロ キシビタミンD	ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分 番号「D007」血液化学検査の「57」 1,25-ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub> の所定 点数に準じて算定する。 イ 本検査は、 <u>CLIA法</u> 又は <u>CLEIA法</u> により、ビタミンD欠乏性くる病若しくは ビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又 はそれらの疾患に対する治療中に測定 した場合にのみ算定できる。ただし、診 断時においては1回を限度とし、その後 は3月に1回を限度として算定する。